

三重大学医学部附属病院で承認している医薬品及び医療機器の適応外使用等による治療についての情報公開(オプトアウト)

三重大学医学部附属病院において、医薬品及び医療機器を定められた方法以外で使用する場合は、文書又は口頭により説明し患者さんの同意を得ることを原則としていますが、説明を省略する治療について、下記のとおり情報公開します。

医薬品及び医療機器は、法律(医薬品医療機器等法)に基づいて厚生労働省で承認された方法で使用することが求められます。しかし、治療の必要上、承認内容とは必ずしも一致しない方法で使用すること(適応外使用等と言います)もあります。その場合は、病院内の会議(未承認新規医薬品・医療機器評価委員会)で、使用の必要性があるか、有効性・安全性等の面から問題がないかを審議し、承認した上で使用することとしています。

上記により承認の上、適応外使用等を行う場合、通常は、医療者が文書又は口頭で説明し、及び患者さんの同意を得ます。しかし、科学的に相当の根拠があり、倫理的な問題が極めて少なく、患者さんに有益であると考えられる使用の際は、文書又は口頭による説明・同意取得を例外的に簡略化することを、病院内の会議で承認しています。

承認した治療は、下記のとおりです。

○カテコールアミン製剤(注射剤)の併用 (次頁に詳細を載せています。)

患者さんは、その治療内容を確認し治療を拒否することができます。

個々の承認内容について詳しくお知りになりたい場合や拒否されたい場合は、各治療の説明資料に記載された問い合わせ先までお知らせください。